

平成 18 年 5 月 25 日  
総合企画部企画調整課

## 第 1 回三番瀬評価委員会の開催結果概要について

- 1 開催日時 平成 18 年 5 月 19 日 (金) 午後 6 時 30 分から 8 時 30 分
- 2 場 所 船橋市民文化創造館 (きららホール)
- 3 出席者 委員 9 名
- 4 参加人数 46 名
- 5 結果概要
  - (1) 委員等の紹介  
事務局から委員等を紹介  
知事の指名により細川委員が座長に、細川座長の指名により蓮尾委員が副座長に選任された。
  - (2) 三番瀬評価委員会の設置と役割について  
県から三番瀬のこれまでの経緯、再生会議設置要綱、評価委員会運営要領により、評価委員会の設置と役割のあらましについて説明した。  
県からこれまでの環境調査結果の概要等について説明し、今後の調査手法や評価手法等について、ご議論いただいた。
  - (3) 報告事項について  
県から千葉県三番瀬再生計画 (基本計画案、事業計画素案) について、報告した。
  - (4) その他  
今回の評価委員会は、再生会議からの検討指示事項などを踏まえ、開催日等を決定することとした。

## 「三番瀬再生会議」設置要綱

### (目的)

第1条 三番瀬の再生、保全及び利用についての知事の諮問機関として、知事が三番瀬再生計画案を尊重して策定する再生計画及びそれに基づき実施する再生事業に対する意見を述べるとともに、三番瀬の再生を県民とのパートナーシップのもと能動的に進めることを目的として、「三番瀬再生会議」を設置する。

### (所掌事務)

第2条 三番瀬再生会議は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 県が策定する千葉県三番瀬再生計画について、知事の諮問に応じ答申を行うこと。
- (2) 三番瀬の再生、保全及び利用に係る重要事項について、知事の事前説明に対し意見を述べること。
- (3) 実施事業の内容や環境影響についての検討状況等の報告を受け、意見を述べること。
- (4) 三番瀬の自然環境及び再生事業について評価すること。
- (5) 必要があると認めるときは、三番瀬の再生、保全及び利用に関して、知事に意見を述べること。
- (6) その他会長が必要と認めた事項について、知事に建議すること。

### (委員)

第3条 三番瀬再生会議の委員の構成、定数は、別表第一のとおりとし、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (オブザーバー)

第4条 オブザーバーは別表第二に掲げる者をもって充てる。

### (会長等)

第5条 三番瀬再生会議に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の中から知事が指名する。

3 副会長は、会長の指名により定める。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長は、三番瀬再生会議の会務を総理し、三番瀬再生会議を代表する。

( 会 議 )

第 6 条 三番瀬再生会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 三番瀬再生会議の結論は、委員の合意に基づき会長が判断する。
- 4 会長は、会議参加者の意見やインターネット等を用いた県民の意見を聞くように努めるものとする。
- 5 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

( 評価委員会の設置 )

第 7 条 三番瀬再生会議に「評価委員会」を置く。

- 2 評価委員会は、三番瀬再生会議の指示に基づき、次の事務を行うものとする。
  - ( 1 ) 自然環境の定期的なモニタリング手法の検討及びモニタリング結果に基づく三番瀬の全体の影響の評価
  - ( 2 ) 再生事業の実施に伴う周辺環境への影響予測、モニタリング手法に対する意見及びモニタリング結果に基づく影響の評価
  - ( 3 ) 評価に基づく再生事業の継続の適否について三番瀬再生会議への報告
  - ( 4 ) その他再生事業についての専門的な分野における助言

( 事務局 )

第 8 条 事務局は、三番瀬再生会議及び評価委員会の運営に必要な事務を行う。

- 2 三番瀬再生会議の事務局は、総合企画部企画調整課に置く。

( その他 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、三番瀬再生会議の運営に関し必要な事項は会長が三番瀬再生会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日から施行する。

## 「三番瀬評価委員会」運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、「三番瀬再生会議」設置要綱第7条の規定により、「三番瀬評価委員会」(以下、「評価委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員)

第2条 評価委員会の委員は、別表に掲げる分野の専門的知識を有する者で、三番瀬再生会議の委員等により構成し、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。

### (座長)

第3条 評価委員会に座長1名及び副座長2名以内を置く。

2 座長は、委員の中から知事が指名する。

3 副座長は、座長の指名により定める。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 評価委員会の会議は、必要に応じて座長が招集し、座長が会議の議長となる。

2 座長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 評価委員会の結論は、委員の合意に基づき座長が判断する。

4 座長は、会議参加者の意見やインターネット等を用いた県民の意見を聞くように努めるものとする。

5 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

6 評価委員会内に、必要に応じて、テーマを限定した検討を行う小委員会を設置することができる。

7 会議は、公開するものとする。

### (補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、座長が評価委員会に諮って定める。

### 附則

1 この要領は、平成18年5月19日から適用する。

2 要領第2条第2項の規定にかかわらず、平成18年5月19日に委嘱した委員の任期は平成18年12月26日までとする。

## 別 表

構 成 分 野	定 数
1 海洋環境	1 2 名以内
2 鳥類	
3 都市計画	
4 環境アセスメント	
5 水環境	
6 底生生物	
7 水生生物	
8 海岸工学	
9 漁業	
1 0 景観	
1 1 環境教育	
1 2 河川環境	

### 三番瀬評価委員会委員名簿

( 座長 副座長 \* 敬称省略 順不同 )

分野	氏名	摘要
1 海洋環境	細川 恭史*	(独)港湾空港技術研究所理事
2 鳥類	蓮尾 純子*	(財)日本野鳥の会評議員
3 都市計画	村木 美貴*	千葉大学助教授
4 環境元々外	倉阪 秀史*	千葉大学助教授
5 水環境	野村 英明	東京大学海洋研究所技術補佐員
6 底生生物	清野 聡子*	東京大学大学院助手
7 水生生物	望月 賢二	元千葉県立中央博物館副館長
8 海岸工学	岡安 章夫	東京海洋大学教授
9 漁業	能登谷正浩	東京海洋大学教授
10 景観	宮脇 勝	千葉大学助教授
11 環境教育	吉田 正人*	江戸川大学教授
12 河川環境	横山 勝英	首都大学東京准教授

注) \*は、三番瀬再生会議学識経験者委員